

## 政策決定会議概要（11月20日開催分）

日時 平成29年11月20日（月曜日）17時30分～18時05分  
場所 市役所本館2階 会議室

【案件】（仮称）新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業に係る特定事業の選定について

### 出席者

委員 市長、副市長（市政統括監事務取扱）、副市長、地域創造部長  
担当部 地域創造部副部長、同部北急まちづくり推進室長、同室参事  
事務局 市政統括政策推進室職員

### 確認事項

- ・実施方針の変更について
- ・特定事業の選定（PFI手法による事業実施の意思決定）について
- ・関係条例の改正等について

### 結論

- ・実施方針を原案のとおり変更したうえで、特定事業の選定について了とする。
- ・条例改正等について原案を了とし、議案提出の手続きを進めること。

### 質疑・意見等

Q: 実施方針を変更する主な理由は何か。

A: 理由としては2点で、1つは先般公表した実施方針に対して事業者から寄せられた質問、意見等を参考に、市として問題がない範囲で、より事業者が参入しやすい形に部分的な変更を加えたこと。もう1つは、先の調整会議（事務局注：平成29年10月27日開催分）以降、市内部において業務範囲や整備費用の資金調達手法に関して見直しを検討してきた内容を反映しようとするもの。

Q: 改正する条例が箕面市立駐車場条例のみとなっているが、交通広場の位置付けはどうするのか。

A: 交通広場は、北側のバス乗車場、南側のタクシー乗降場ともに公の施設には位置付けないため、条例の制定や改正は伴わない。これらについては、維持管理、運営業務とも軽微で、かつ利用料金制をとる必要もないため、指定管理制度を活用するメリットがなく、市が維持管理・運営を行う予定である。

以上